

私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金事務取扱要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 補助金の算定要素及び算定方法</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 園務改善のための ICT 化支援事業 [略]</p> <p>① 補助対象経費</p> <p>指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務の ICT 化、保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICT の活用による教育の質の向上等を図るために要する、別表 1 に定める経費とする。 <u>ただし、園務改善に資する ICT 化に当たり最低限必要となるパソコン等の備品、附属品や消耗品の購入に要する経費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く。）については、原則として当該システムの導入に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内の額までとする。（他の補助金等の補助対象となるものを除く。）</u></p> <p>② [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>6～7 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金事務取扱要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 補助金の算定要素及び算定方法</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 園務改善のための ICT 化支援事業 [略]</p> <p>① 補助対象経費</p> <p>指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、保護者との連絡、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務の ICT 化、保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入を促進するとともに、オンラインによる教員研修や保育参観、体験・交流活動の実施、保育動画の配信等、ICT の活用による教育の質の向上等を図るために要する、別表 1 に定める経費とする。</p> <p>② [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>6～7 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和 5 年 2 月 13 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。</u></p>

備考 改正部分は、下記の部分である。